

安倍首相が内閣改造を実施

- 内閣支持率の回復につながれば、膠着相場を脱する契机となる可能性も -

本日、安倍首相が内閣改造を行いました。閣僚経験者を多く入閣させるなど、政策の実行性や継続性等、政権運営の安定に重きをおいた組閣になったとみられます。7月の内閣支持率は35%（NHK調査）となっていますが、内閣支持率が回復すれば、内外の投資家が出遅れ感のある日本株市場を見直す動きになることが期待されます。

内閣支持率と日経平均株価に相関性

安倍政権の改造内閣の顔ぶれが発表されました。2000年以降の歴代内閣の支持率をみてみると、内閣発足、もしくは内閣改造を行った後には上昇するケースがみられます。過去、安倍首相が行った組閣、または改造した後の日経平均株価をみても、2007年からの金融危機時以外は、上昇するケースがみられました（図表1）。一般的に、内閣支持率の上昇は、政治の安定を好感した内外の投資家の買いなどから、株価の上昇につながりやすいと考えられます。

2012年12月から始まった第2次安倍内閣から直近までの日経平均株価の騰落率は、およそ+92%※となっています。足元は、「アベノミクス相場」の持続力が試される分水嶺にあると思われます。

（※2012年12月末～2017年7月末）

（図表1）内閣支持率と日経平均株価の推移

（対象期間：2000/1～2017/7、月次）



（注）内閣支持率は、2000年1月以来の歴代内閣の支持率
網掛け部分は安倍内閣の期間

（出所）NHK放送文化研究所、Bloombergのデータより
岡三アセットマネジメント作成

外国人投資家の日本株への投資姿勢が鍵に

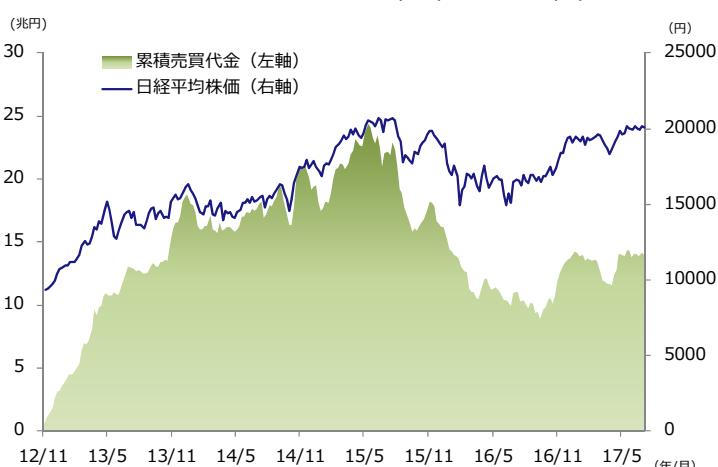
日経平均株価と外国人投資家の売買動向を見ると、外国人投資家の売買と日経平均株価の動向に関連性がみられます（図表2）。今後の日本株相場の方向性を決める投資主体として、外国人投資家の動向が重要と思われます。

外国人投資家は、政策の実行力を推し量る上で、内閣支持率に注目していると考えられます。支持率が50%を下回った2015年6月頃から、外国人の売買金額は売り越し基調に転じました。2016年8月以降、支持率が50%以上で安定的に推移すると、2016年10月以降は外国人投資家の累積売買代金は、買い越し金額が積み上がる動きがみられました。

今回の内閣改造では多くの閣僚経験者を入閣させる人事となりました。今後、安倍内閣の支持率が回復すれば、日本株相場が膠着状態を脱する契機となる可能性があると考えます。

（図表2）外国人投資家の累積売買代金と日経平均株価の推移

（対象期間：2012/11/16～2017/7/21：週次）



（注）累積売買代金は、2012年11月16日の週以降の外国人投資家の日本株（現物及び先物）の週間売買金額を累積したもの

（出所）東京証券取引所、Bloombergのデータより
岡三アセットマネジメント作成

以上（作成：投資情報部）

＜本資料に関してご留意いただきたい事項＞

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用

購入時手数料：購入価額×購入口数×上限3.78%（税抜3.5%）

- お客様が換金時に直接的に負担する費用

信託財産留保額：換金時に適用される基準価額×0.3%以内

- お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担

：純資産総額×実質上限年率2.052%（税抜1.90%）

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことといいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用：純資産総額×上限年率0.01296%（税抜0.012%）

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

※監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号：岡三アセットマネジメント株式会社

事 業 内 容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業

登 錄：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号

加 入 協 会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

＜本資料に関するお問い合わせ先＞

カスタマーサービス部 フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)